

Q

**所得金額が同じなのに税額が違うのはなぜですか？**

私と弟は所得金額が同じですが、市県民税は私のほうが多いです。どうしてですか？

A

**所得金額や税額から差し引きできる金額（所得控除額・税額控除額）が違うからです。**

市県民税の所得割の税額は、所得額から所得控除を差し引いた課税標準額に対して税率をかけ、そこから税額控除を引きます（P16参照）。

所得控除は、納税者に扶養している配偶者や親族がいる、病気や災害などによる出費があるなどを考慮し、納税者の実情に応じて税負担を求めめるため、所得金額から差し引くことになっているものです。

したがって、所得割が課税される場合は、所得金額が同じであっても、所得控除が大きいかたの方が、市県民税の税額は小さくなります。控除の種類は、P21～25をご覧ください。

Q

**源泉徴収票や確定申告書と市県民税の控除額が異なるのはなぜですか？**

会社からの源泉徴収票や確定申告書と、市県民税の特別徴収税額の決定通知書や納税通知書では所得控除の額が異なっていますが、どうしてでしょうか。

A

**所得税と市県民税では所得控除の額が異なります。**

所得税と市県民税では同じ控除であっても、控除額が異なります。

源泉徴収票や確定申告書に記載される額は所得税の控除額ですが、市県民税の特別徴収税額の決定通知書や納税通知書では市県民税の控除額が記載されています。

なお、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除は、所得税と市県民税の控除額が同じです。

Q

**所得が下がったのに税額が上がったのはなぜですか？**

昨年度より所得が下がったのに市県民税の税額が上がりました。どうしてでしょうか。

A

**所得より所得控除の減少の方が大きいことなどが考えられます。****1 所得控除の減少が所得の減少よりも大きい場合**

昨年度まで扶養していた人が扶養から外れた、社会保険料の支払額が小さくなったなどで、所得の減少よりも所得控除の減少が大きい場合は、課税標準額（P16参照）が昨年度より大きくなるため、税額は上がることになります。

**2 扶養や控除が適用されていない場合**

申告漏れなどのため、本来の扶養や控除が適用されていない場合があります。特に年の途中で退職し年末調整を行っていない場合、申告がないと給与から天引きされていた社会保険料分以外の控除は適用されていません。昨年度の納税通知書と比較し、漏れている内容があればすみやかに申告してください。ただし、株式の配当・譲渡に係る控除は、課税までに申告がなければ適用できません。

収入が公的年金のみのかたも、市県民税の申告で、税額が下がる場合があります。詳細はP6をご覧ください。

